



令和5年度消費生活相談の受付状況をとりとめました

～ご注意ください！屋根工事に関する相談件数が増加しました～

令和5年度に、県消費生活センター4所に寄せられた相談（苦情）件数は5,349件で、前年度比97.3%と減少しました。商品・サービス別では、「無料で点検する」などといって消費者宅を突然訪問し、不安をあおる説明をして高額な契約をさせる「点検商法」のトラブルを含む「屋根工事」に関する相談が増加しました。

◎ 令和5年度消費生活相談の主な特徴

- 1 年代別相談件数 60歳以上の相談割合は全体の41.6%
- 2 商品・サービス別 架空請求を含む「商品一般」に関する相談は全体の約1割（9.9%）
「化粧品」に関する相談は減少（360件 前年度比78.6%）
「屋根工事」に関する相談は増加（74件 前年度比321.7%）
- 3 販売購入方法別 通信販売に関する相談は全体の36.3%
- 4 商品別投資 商品別投資に関する相談は増加（103件 前年度比117.0%）
- 5 架空請求 架空請求に関する相談は増加（166件 前年度比118.6%）
- 6 県と市町村における相談件数合計
14,125件（前年度比100.8% 件数は108件増）
⇒ 詳細は、別添資料及び長野県消費生活情報をご覧ください。

<https://www.nagano-shohi.net/>

【参考】消費生活センターについて

消費生活センターでは、架空料金請求詐欺や悪質商法、事業者との買い物や契約でのトラブルなど、消費生活に関する様々な相談を専門の相談員が受け付け、トラブル解決のためにお手伝いをしています。

県は、北信・中信・南信・東信の4つの消費生活センターを設置しています。そのほか、全ての市町村が消費生活相談窓口を設置しており **消費者ホットライン 188（局番なし）** でお近くの相談窓口につながります。

相手を確認してから電話にでましょう！



- 在宅中でも留守番電話設定
- 迷惑電話防止機能付き電話機、録音・警告メッセージ機能付き対策機器の活用
- ナンバーディスプレイ・着信拒否設定の利用

（問合せ先）

担当 県民文化部くらし安全・消費生活課
相談啓発係 吉澤、高見澤

電話：026-235-7286（直通）

FAX：026-235-7374

E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp